

管理建築士の変更

建築士事務所の開設者は、管理建築士に変更があった場合は、2週間以内に変更届を提出してください。(建築士法第23条の5)

変更が生じてから、2週間以上経っている場合は**理由書**が必要です。

■申請に必要な書類 <正本1部提出>

※変更登録済みの通知書は発行されません。受付印が必要な方は副本をご用意ください。

①建築士事務所登録事項変更届(愛指定様式2)

②添付書類

- ・所属建築士名簿(管理建築士も含めて全員記入)
- ・【新】略歴書【管理建築士 添付書類(ロ)】
- ・誓約書【添付書類(ハ)】
- ・【新】管理建築士の建築士免許証の写し(含む建築士免許証明書)
- ・【新】管理建築士の法第24条第2項に規定する講習の修了証の写し
- ・【新】退職証明書等(離職票、健康保険資格喪失証明書等でも可)
(管理建築士となる者が6ヶ月以内に他の職場等離職している場合)

建築士住所等の届出は
直接建築士会へ【令和3年4月より】
ご提出いただくようになりました。

※【旧】管理建築士が退職【異動】等の場合は**所属建築士の変更手続き**も必要

③委任状(代理申請の場合)<社員の場合約不要>

■提出先・問い合わせ先

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会

〒790-0002 愛媛県松山市二番町4丁目1-5 建築士会館3階

Tel:089-945-5200 Fax:089-945-5318

(協会へのアクセスはホームページを参照ください)

なお、申請書類は窓口持参又は**受取確認**のできる**簡易書留等**でご提出ください。